

**神戸医療産業都市における企業育成支援業務のあり方検討支援業務委託
実施要領（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

神戸医療産業都市における企業育成支援業務のあり方検討支援業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

神戸医療産業都市は1995年1月に発生した阪神・淡路大震災からの復興プロジェクトとして、ポートアイランドを中心に企業や研究機関等の誘致・集積を促進し、産学官医の連携による医療関連クラスターの形成と次世代の成長産業である健康・医療関連産業の発展を通じて、「雇用の確保と神戸経済の活性化」や「先端医療技術の提供による市民福祉の向上」、「アジア諸国の医療水準の向上による国際貢献」が図られるよう取り組みを進めてきた。

近年、国内他都市においてもバイオメディカルクラスターの形成が進んでおり、都市間競争が活発化している。また、バイオテクノロジーの技術革新が顕著になり、バイオ・ライフサイエンス分野の研究領域が多様化・複雑化する中で、この領域におけるスタートアップ支援や产学連携、ベンチャーキャピタルとの関係など産業化やビジネス支援の環境も、専門化・高度化してきている。

このような状況の中においても、神戸医療産業都市が持続的に成長・発展するために、今後10~20年先を見据えた取組み方針となる将来像について検討会を行い、国、アカデミア、経済界等との最適な役割分担のもと施策を展開し、地域経済の振興や市民福祉の向上により、市民に還元していく方向性について、令和6年7月に外部有識者の意見を踏まえ報告書をとりまとめたところである。

本報告書を踏まえ、神戸医療産業都市における企業育成支援業務の今後のあり方について検討を進める。

(2) 業務内容

- ・企業育成支援業務の現状把握および課題整理
- ・企業育成支援業務のあり方の提案
(別紙「仕様書」のとおり)

(3) 事業規模（契約上限額）

金5,000,000円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日～令和8年8月31日（月）

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項 契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる事業者でないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 複数の事業者等により構成される共同体を構成する場合は、上記(1)から(7)に掲げる要件を全て満たしていること。

5 スケジュール

(1) 公募開始	令和8年2月6日（金）
(2) 参加申請関係書類の提出期限	令和8年2月24日（火）
(3) 質問受付締切	令和8年2月24日（火）
(4) 質問に対する回答	令和8年3月4日（水）
(5) 企画提案書の提出期限	令和8年4月8日（水）
(6) 選定結果通知	令和8年4月中旬（予定）
(7) 契約締結・事業開始	令和8年4月中下旬（予定）
(8) 事業完了	令和8年8月31日（月）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申込書等の提出

ア 提出期限

令和8年2月24日（火）17時00分まで

イ 提出先

メール：iryo_chousa@city.kobe.lg.jp

郵送：神戸市企画調整局医療産業都市部（神戸市中央区加納町6丁目5番1号）

郵送による場合は、配達日時及び配達を証明できる方法とすること。

また、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。

ウ 提出書類

①参加意向表明書（様式第1号）

②公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）

③会社概要・団体概要（様式は自由）

- ④法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書
- ⑤法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明（直近1年分）
 - ※未納がないことが証明できる納税証明書によること
- ⑥印鑑証明書
- ⑦神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第3号）

(2) 質問の受付

ア 提出期限

令和8年2月24日（火）17時00分まで

イ 提出方法

別紙「質問票」（様式第4号）に記載し、以下の提出先にメールにより提出すること
提出先：iryo_chousa@city.kobe.lg.jp

ウ 回答方法

参加者全者に対して、令和8年3月4日（水）にメールにより回答する。審査内容に
関係しない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けしない。なお、質
問した事業者名は公表しない。ただし、質問者以外に提供することが、質問者にとって
著しく不利になることが明確な場合は、回答の一部または全部を質問者以外には回答し
ないことがある。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期日

令和8年4月8日（水）17時00分まで

イ 提出先

メール：iryo_chousa@city.kobe.lg.jp

郵送：神戸市企画調整局医療産業都市部（神戸市中央区加納町6丁目5番1号）

郵送による場合は、配達日時及び配達を証明できる方法とすること。

また、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。

ウ 提出部数

メール：電子データ（PDFファイル）

郵送：各1部

エ 提出書類

①企画提案書（様式自由）

- ・本業務に対する考え方、実施方針
- ・本業務の実施方法、手法等
- ・本業務にかかる実施体制・支援体制
- ・類似業務実績
- ・業務スケジュール

②見積書

- ・作業項目ごとに詳細の内訳を明記すること

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目			点数
1	実施内容	調査業務に関する提案内容	基本方針及び提案内容全般が、本業務の趣旨を理解した上で、独自の工夫を取り入れたものになっているか
			スケジュールが適切で、業務の目的を達成するにあたり効果的に設定されているか

		企業支援業務の課題整理の手法が効果的かつ適正か	10 点
		他地域での企業育成支援事例等を踏まえた提案となっているか	10 点
		今後の企業育成支援業務のあり方の提案内容が、将来有効な施策を検討するあたり効果的かつ適切か	10 点
		提案内容について、図表等を効果的に使いながら、誰が見ても理解できるように分かりやすくまとめられているか	10 点
2	実施体制	人員及び実績	本業務を遂行するにあたり、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。また、十分な経験と実績を有しているか
		見積金額	提案内容に対して適切な見積金額となっているか
3	地域制	提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか (本店 10 点、支店 5 点)	10 点
合計			100 点

(2) 選定方法

- ア 企画提案の審査については、選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、上記の評価基準に沿って、100 点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点（=評価点）が最も高い応募者を、受託候補者とする。
※ただし、50 点未満の場合は受託候補者に選定しない。
- ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「7 選定に関する事項（1）評価基準」における「1 実施内容」の評価点が最も高い事業者とし、それでもなお、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、くじ引きにより決定する。

(3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める
 - イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
 - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

コ 参加申込後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「応募辞退届（様式第5号）」を「(3) 提出先、問い合わせ先」までメールにて提出すること。

(2) 本事業は令和8年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

(3) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市企画調整局医療産業都市部

電話番号 078-322-6374

メール iryo_chousa@city.kobe.lg.jp